

## 宣誓供述書

(Revised)

No. 2790

自分ジョセフ・シラー、グルー議院先ツ宣誓ヲ爲シタル上臺ツテ次ノ如ニ申シ述  
ベマス。昭和七年カラ昭和十六年迄自分が日本陸海合衆國大使トシテ在任中、  
自分ハ廣田弘毅氏ト時々公的ニモ私的ニモ緊密ナ交渉ガアリマシタ。岡氏ノ  
宣誓公的ハ其ノ期間次ノ如ク相成イテ居リマシタ。

外務大臣就任ノ昭和八年九月十四日ヨリ總理大臣ニ任命マデヨリ總理大臣就任ノ  
昭和十一年三月十九日ヨリ外務大臣就任マデ、外務大臣就任ノ昭和十二年六  
月四日ヨリ大凡昭和十三年五月二十六日迄

自分ノ廣田氏トノ交際中氏ハ自分ニ屡々合衆國トノ善惡ソ氏ノ政策や  
舊石デアルト語リマシタ。然ルモイハ未ノ間アリマス。

スガト既ハ右ノ政策テ實行シタノデアリマス。次コトハ其著シイエーテ  
三分ノ日本外務省ニ對スル主張ハ廣田氏就任前ノ聯合ヨリ過カニ遠カニ且アリマス。  
ツヨリ思ヒヤリアル様サチ以テ受入レラレソシテシクノ場合語采ハ日本  
利加ニ有利トナツテ魂ハレマシタ。

ニ真ノ一詞、ハル結果ノ一ハ  
メントシナリ。マサニ

トナリ。マサニ

二分ハ此ノ改善ガ自分が廣田氏ニ抗議シタ新嘉坡ハレタ氏ノ努力ニ直接受  
スベキモノナルコトテ知ツテ居リマス。

昭和十二年十二月合衆軍軍艦バナイ號ガ日本ノ鹿児島港軍艦ニヨリ爆沈セ  
ラレ、廣イテ同艦ノ士官、船客乗組員ガ日本陸軍ノ小蒸汽艇ニヨリ機銃掃  
射ヲ受ケタトノ報道ヲ挙手シマスルヤ、既に大日本國田氏ハ先づテ殺リ  
等テ移サズ自ラ自分ヲ亞米利加大便ニ助シシ、日本政府ノ深甚ナル懼  
ト過當ノ意ヲ表シタノデアリマス。氏ハ目ニ見ヘテ感動シテ自分ニ申シマ  
シタ「此ノ事件ニ就テ泓共ガドンナニ志有シテ居ルカハ申上矣モアリマセ  
ト」。此ノ即刻ノ公式演説而モ自ラ足チ遠ンデノ演説ハ事作ノ重大無  
ニ對スル不法政體ニ對シテ實際日本ノ廣ヒテ爲スベキ方策、即チ成リワケ  
テ語ジタノデアリマス。

四 昭和十五年九月二十七日 獨逸ト伊太利トノ三國協定ガ調印ヲミマシタ、當時廣田氏ハ野ニ在リマシタガ、氏ガ同協約ノ締結ニ非常ニ反対シタコトヤ  
 氏ガ私ノ友人~~ト~~<sup>ト</sup>立~~ト~~<sup>ト</sup>云~~ハ~~<sup>ハ當時~~レ~~<sup>レ</sup>波蘭大使ロメール氏ニ~~付~~<sup>付</sup>朝チ~~脣~~<sup>脣</sup>  
 曲氏~~ト~~<sup>ト</sup>當時ノ日本外務大臣松岡氏ノ政策ヲ痛烈ニ批判シタコトナドヲ自分  
 ハ知ツテ居リマス。ロメール氏ハ廣田氏ガ同氏ニ日本政府ガ権輒側ニ加  
 脳スルト云フ性急ナ無考ヘナ行動ハ日本ヲシテ「日本ニトリ致命的」ナ對  
 米戦争ニ迫ヒ込ムコトニナルト語ツタト自分ニ話シテ吳レマシタ。  
 以上ノ諸事ハ合衆國トノ間ニ善隣關係ヲ持續シ平和ヲ維持セントスル態度  
 ト行動トコ證明シ表徵スルセノデアリマス。自分ハ廣田氏ガアラユル外  
 國トノ平和的關係保持ニ努力ヲ拂ツタト~~ノ~~信念~~ヲ~~日本ニ居ル間持チ又今モ  
 ナホ持ツテ居ルモノデアリマス。自分ガ日本ニ居リマシタ十年間ノ間如  
 ト行動トコ證明シ表徵スルセノデアリマス。自分ハ廣田氏ガアラユル外  
 國トノ平和的關係保持ニ努力ヲ拂ツタト~~ノ~~信念~~ヲ~~日本ニ居ル間持チ又今モ  
 ナホ持ツテ居ルモノデアリマス。自分ガ日本ニ居リマシタ十年間ノ間如  
 配セントスル共同計畫若クハ協同謀議ニ參劃シタ事ヲ示ス様ナ事實ヲ見タ  
 何ナル時ニモ自分ハ廣田氏ノ態度若クハ行動ニ氏ガ世界著シクハ東亞ヲ支  
 持ツテ居ルモノデアリマス。自分ガ日本ニ居リマシタ十年間ノ間如  
 時代ニ「穩健派」トシテ自分ノ外交上仲間ノ多數ニ目サレテ居リマシタ  
 テ其ノ時代自分ハ明ラカニ日本軍國主義極論者ノ攻撃的傾向ヲ抑ヘル  
 リマス  
 居目ソノコトハアリマセン。氏ハ日本ノ苛激ナ盲目的愛國主義ヤ極端ナ軍國主義  
 的ヲ以テシタ、氏ノ行動、變ニセ述ベマシタ様ナ行動ノ結果ヲ目撃シテ</sup>

如何ナル日本人ノ役人ガ自分ノ政策ニ同ツテ侵略行動ニ反対シタカトイフ執事行  
コトニ就テノ直接ノ情報ヲ得ルコトハ滅多ニ田來ナイトイフコトヤソレカラ又廣田エナリ其他何レノ高官タリトセ其ノ明ニ在ル間自分ナリ他ノ外國人ナリニ彼ハ自分ノ政府ノ政策ニ同感シナイトイフコトヲ示シタシテモ彼ノ官位ガドウアラウトセソレヲソノマゝ受入レルコトハ出來ナイトイフ事ハ自分キ認メマス。概シテ云ハバ自分達ハ襲ニセ若干説明シマシタ様ニ結果ニキツアノミ判断出來マス。

(自署) ジョセフ、シー・グルー

デイストリクト、オブ、コロンビア 華盛頓  
昭和二十二年十月十五日

右ハ昭和二十二年十月十七日、デイストリクト、オブ、コロンビア公證人タル白今ノ面前ニア宣誓シ且ツ記述セラレマシタ

(白署)

マーサーエイチ、ウヰルヘルム  
自分ノ任期ハ昭和二十六年九月一日滿了

件事人考ヘテナライ事  
リマス

28AFFIDAVIT

I, Joseph C. Grew, being first duly sworn, make oath and say that during my service of ten years as Ambassador of the United States to Japan from 1932 to 1941 I was from time to time in close official and personal contact with Mr. Koki HIROTA whose official service during that period was successively as follows:

Foreign Minister, September 14, 1933, until appointed Prime Minister, March 19, 1936, until appointed Foreign Minister, June 4, 1947, until approximately May 26, 1938.

During my association with Mr. Hirota he said to me on several occasions that good relations with the United States were the "corner-stone" of his policy. In various ways, notably as follows, he implemented that policy in action.

1. My representations to the Japanese Foreign Office received far prompter and more considerate attention than had been the case before Mr. Hirota took office, and in many instances results favorable to American interests emerged.

2. One such result was the marked toning-down of aggressive anti-American comment in the Japanese press which was reflected in the press in the United States and tended to exacerbate international relations. I knew that this improvement was directly due to Mr. Hirota's efforts as a result of my representations to him.

3. On receiving news of the bombing and sinking of USS PANAY by Japanese military or naval planes and the subsequent machine-gunning of her officers, passengers and crew by Japanese army launches in December, 1937, Mr. Hirota, as Minister for Foreign Affairs, broke precedents by immediately calling in person on me at the American Chancery and by expressing "the profound apologies and regrets" of the Japanese Government. He said to me with obvious emotion: "I can't tell you how badly we feel about this." This immediate official apology, conveyed in person, went far to ameliorate the gravity of the

2137

situation. Mr. Hirota subsequently took steps to make practical amends for that ruthless attack on our ship and its occupants, notably in conveying to us a written apology and in promptly meeting our demands for a suitable indemnity.

4. Although Mr. Hirota was a private citizen at the time of the signing of the Tri-Partite Pact with Germany and Italy on September 27, 1940, I know that he vigorously opposed the conclusion of that agreement and that he informed friends of mine, notably Mr. Romer, the then Polish Ambassador, that he, Mr. Hirota, judged with the utmost severity the policy of the then Japanese Foreign Minister, Mr. Matsuoka. Mr. Romer informed me that Mr. Hirota had said to him that the impetuous and thoughtless action of the Japanese Government in joining the Axis might well force Japan into war with the United States which would be "fatal to Japan."

The foregoing points are illustrative and symptomatic of Mr. Hirota's attitude and actions towards maintaining good relations and peace with the United States. While in Japan I maintained and still maintain the firm conviction that Mr. Hirota exerted his efforts to preserve peaceful relations with all foreign countries.

At no time during my ten years in Japan did I observe any attitude or action on the part of Mr. Hirota which would indicate that he was engaged in a common plan or conspiracy to dominate the world or East Asia. He was regarded by myself and by many of my diplomatic colleagues as a "moderate" during the period of intense chauvinism and extreme militarism in Japan, and during that period I observed the results of actions by him, such as those mentioned above, which were clearly aimed at arresting the aggressive tendencies of the Japanese military extremists.

I affirm that it was seldom possible for me to have first-hand information as to action taken by any Japanese official vis-a-vis his own government to oppose aggressive policies and actions, and that it is inconceivable that Mr. Hirota or any other high official while still in office

would have indicated to me or to any other foreigner that he was not in sympathy with his government's policies, whatever his own position might have been. In general, we could judge only by results, some of which are set forth above.

(Signed) Joseph C. Grew  
Joseph C. Grew

Washington, D. C.

October 15, 1947

SWORN TO AND SUBSCRIBED BEFORE ME, A NOTARY PUBLIC FOR THE DISTRICT OF COLUMBIA, THIS 17th DAY OF OCTOBER, 1947

(SEAL)

(Signed) Martha H. Wilhelm

My Commission Expires Sept. 1, 1951

伊、青、嶺、等、魏、下

弁護士倒文書ニ及九。

宣誓書供述書

自分ヨコセフ、ニー、グルー儀先ツ宣誓ヲ

為ニタル上誓ワテ次事ヲ申ニ述ヘヌス、昭

和七年カラ昭和十六年迄自分ガ日本駐劄

合衆國大使トニテ在任中、自分、廣田弘

毅氏ト時々公的モ私的ニ緊密ナ交渉ガ

アリマエタ、同氏ノ官公職ハ其ノ期間次第

相續イテ居リマヌク。

2137

前会議に依ることになつて居ます。十二月一日戦争開始の決定が爲されるに先立ち両大使は米側の交渉決裂の印象を與へる様注意されて居ますが、右は米側の態度に鑑み其反省を限り交渉決裂は不可避と考へられて居ましたが、猶戦争の決定は爲されて居なかつたからであります。更に右決定の後に於ても万一交渉成立の場合は作戦は直に停止せらるることになつて居たのであります。(法廷証第八〇九号)

十一月二十六日野村來栖両大使より其意見として日米両國の関係は米大統領と天皇との間に親電を交換し、次で日本より中立地帯の設置を提案することに依り改善せらるべとの具申電報が接到しました(法廷証第二三四九号)。両大使は本件に付外務大臣より内大臣とも相談の上急遽返事あり度き旨を述べて居ました。外務大臣は内大臣、内大臣、總理何れも折々是は當時の事態に於て何等事態解決の希望を與ふるものに非ず依て探るべき非ずこの意見なる旨を両大使に傳ふべき旨私

外務大臣就任、昭和八年九月十四日  
總理大臣、任官マヂ、總理大臣就任、船

和十一年三月十九日ヨリ外務大臣任官

マヂ、外務大臣就任、昭和十二年六月

四日ヨリ大允昭和十三年五月二十六日マヂ、

自今ア、廣田氏トノ交際中、氏ハ自今ニ

屢々ミ合衆國トノ善隣關係コソ氏ノ

政策、礎石デアルト語りマエタ。色々ナ

方法デ、ソノ裏ナルモノハ次ノ通りマアリスガ、

前会議に依ることになつて居ます。十二月一日戦争開始の決定が爲されるに先立ち両大使は米側に交渉決裂の印象を與へさる様注意され居ますが、右は米側の態度に鑑み其反省をき限り交渉決裂は不可避と考へられて居ましたが、猶戦争の決定は爲されて居なかつたからであります。更に右決定の後に於ても万一交渉成立の場合は作戦は直に停止せらるることになつて居たのであります。(法廷証第八〇九号)

十一月二十六日野村來栖両大使より其意見として日米兩國の関係は米大統領と天皇との間に親電を交換し、次で日本より中立地帯の設置を提案することに依り改善せらるべきとの具申電報が接到しました(法廷証第二二四九号)。両大使は本件に付外務大臣より内大臣とも相談の上急遽返事あり度き旨を述べて居ました。外務大臣は内大臣と相談せしのみならず總理とも相談し、其結果、即ち外務大臣、内大臣、總理何れも新の提議は當時の事態に於て何等事態解決の希望を與ふるものに非ず依て採るべき非ずこの意見なる旨を両大使に傳ふべき旨私

氏、右ノ政策ヲ實行ニタノデアリス。

一、自分ノ日本外脣商<sup>2</sup>対スル主張ハ廣

田氏就任前、場合ニ<sup>ヨリ</sup>速<sup>カニ</sup>且ツ

思ヒヤリアル殷惠サラ以テ又入レテソニ

テ多ナリ、場合結果ハ亞米利加<sup>2</sup>有利ト

ナツテ現ハセシタ。

二、其ノ一例、斯ル結果ノ一ハ合衆國ノ新

聞ニモ反映シ國際關係ヲ陰裏ナラニ

ントニテ居リマヌ日本新聞、政敵手の

前会議に依ることになつて居ます。十二月一日戦争開始の決定が爲されるに先立ち両大使は本側に交渉決裂の印象を與へる様注意されて居ますが、右は米側の態度に鑑み其反省をき限り交渉決裂は不可避と考へられて居ましたが、猶戦争の決定は爲されて居なかつたからであります。更に右決定の後に於ても万一交渉成立の場合は作戦は直に停止せらるることになつて居たのであります。(法廷証第八〇九号)

十一月二十六日野村來栖両大使より其意見として日米両國の関係は米大統領と天皇との間に親電を交換し、次で日本より中立地帯の設置を提案することに依り改善せらるべきとの具申電報が接到しました(法廷証第二二四九号)。両大使は本件に付外務大臣より内大臣とも相談の上急遽返事あり度き旨を述べて居ました。外務大臣は内大臣、總理何れも所持ときは当時の事態に於て何等事態解決の希望を與ふるものに非ず依て採るべき非ずこの意見なる旨を両大使に傳ふべき旨私

一言説ラ著シテ緩和シタコト、テアリマス。

自今ハ此ノ改善ガ自今ガ氏<sup>廣田</sup>抗議

ニタ結果拂ハレタ氏、努力<sup>2</sup>直接

帰スヘキモノナルコトヲ知ワテ居リマス。

三、昭和十二年十二月、今血ノ國軍艦

パナイ號<sup>カ</sup>日本ノ陸軍<sup>カ</sup>海軍<sup>機<sup>2</sup></sup>機<sup>2</sup>

暴沈セラレ、續<sup>イテ</sup>同艦、士官、船客、

乗組員<sup>ガ</sup>日本陸軍<sup>ノ</sup>小艦汽艇<sup>ニ</sup>

機銃掃射ヲ受ケタト、報道<sup>ラ</sup>接手

4)

晤みにせむことを要望したのであります。尙日米交渉は當時既に八ヶ月の久しきに亘つて行はれ彼我の意見も大部分判明して居りましたの日本側では交渉の成否が明確となるには左程長い時間は要せないだと観測して居ました。されば両大使に対し期限を示した訓令を発したわけであつて直ちに其艦開戦となるの意味ではなかつたのであります。

#### 十一月二十六日以後の交渉

十一月二十六日附米國側ノートに接し日米交渉は完全なる協定に依るも暫定協定に依るも其妥結の見込は殆んど無いと云ふことは連絡会議出席者等日本側関係者一般の考でありましたが外務大臣に於ては開戦に至る迄の間平和維持に適合する方法は凡て之を盡さむとする意図の下に唯一つ残された途として野村大使に更に訓電を發し米國政府の訓旨を求めしめたのであります（法廷証一一九三号、一一九四号、一九五号、弁護側文書第一四〇一—D—三号）戦争の開始の決定は御

ミマスンヤ、外務大臣又ん廣田氏ハ先  
例ヲ破り時ヲ移サズ自ラ自今カヲ亞米  
利加大使館事務所訪問ニ日本  
政府ノ深甚ナル陳謝ト遺憾之意ヲ表  
シタノテアリマス。氏ハ同見ヘテ感動ニテ自  
今申マヌク。此事件就テ私共が  
ドンナニ悲縮至テ居ルカハ申上様モアリマセ  
ゴト。此即刻ノ公式陳謝、而モ自ラ  
足ラ運ニテノ陳謝ハ事態、重大性ヲ良  
化スル非常役立チマヌク。廣田氏ハ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ默秘セズ又何事ヲモ附加キザルコトヲ誓フ

宣

誓

誓

署名捺印

杉田

一

次

其後此戎力船並其乘員對之

不法攻撃す。對之ア官隣的、備へラ為ス

ヘキ方策、即チ取りワケ陳謝状ヲ戎

送)又即座相嘗體傳リナスヘキ戎

ガ要求、樵、スル等方策ヲ請シタム

アリス。

四 昭和十五年九月二十七日 独逸ト伊太利ト

三國協定ガ調印ヲミマニタ時、廣田氏ハ

野ニ在リヌミタガ、氏ガ同協約、締結班

常ニ及封ニテコトヤ氏ガ私ノ友人、取立

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ默秘セズ又何事ヲモ附加セサル事トハ當フ

宣

誓

證

署名捺印

杉

田

一

次

テ、云々ハ當時、波蘭大使、ロメル氏。

氏即チ廣田氏が當時、日本外務大臣

松岡氏、政策ヲ痛烈ニ批判シタコトナ

ドヲ自命ノ知ツア居リマス。ロメル氏。

廣田氏が同氏ニ日本政府ガ枢軸側

加盟スルト云フ性急ナシ考ヘナ行萬ハ

日本ヲミテ日本ニトリ致命的ナ對米族

争ニ追ヒ立ムコトナルト語ワメト自命ハ

諸ニア喜レシタ。

得テ主トシテ私ガ書イタモノデアリマス  
但シ多數ノ搜入削除ハ外ノモノガシタノデアリマス  
ノ第一頁ニアル通り俘虜中央調査委員會及俘虜調査部へ提出シマシタガ  
之ノ委員會並ニ調査部デ玄レヲ採用シタカ否カハノノ書類カラハ分リマセん  
又此ノ書類ノ中ニハ鉛筆書デ削除又ハ別紙等トノハ込ミガアリマスカ誰ガシ  
タノカ私ニハ分リマセん

以上の諸侯は全衆國々間の善隣關係  
を持続し平和を維持せんとする。然、度と  
行動とを證明し表徵するものであります。自  
今は廣田氏がおりゆる外國との平和的開  
係保持に努力を拂つたる固い信念を日本  
に於て開拓す人材もなほ持つて居る七九  
あります。

自今が日本に居りました十年間の間、如何な  
ぞ時にも自人は、廣田氏の態度若くは行  
動に氏が世界若くは東亞を支配せんとする

宣

誓

書

誓  
フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ默秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

(署名)  
捺印

椎

名

悦

三

郎

9)  
昔同計畫若くは協同謀議<sup>12</sup>を劃した  
事を示す様な事、寧ろ其見たことはあ  
りません。氏は日本の苛激な有目的委  
國主義や極端な軍國主義の時代に積  
健派として自分や自分の外交官仲間  
の多數に同化して居りました、そして其の時  
代、自今は明らかに日本の軍國主義極端  
者の攻撃的傾向を抑へる目的を以てして  
氏の行動、畢竟も述べました様な行動の

宣

誓

書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述べ何事ヲモ默秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓フ

(署名)  
捺印

椎

名

悦

三

郎

結果を自説して居ります。

如何すゞ日本人の役人が自分の政府へ向つ

侵略政策や侵略行動に反對したかといふこと

多メニ生まし、といふことやそれから又、廣田

氏が其他何處の高官たちとも其の朝

在る間自分たゞ他の外國人たゞ、彼は自

分の政府の政策に同感しまし、と云ふこと

示すたとえても、彼の官位はどうありますとも

Def. Doc. No. 2014.

を合衆國政府に通告するを遺憾とするものなり」と述べて居ります。

ニ十二月六日の連絡會議に於て米國政府に対する通告手交の時間が  
決定されました。即ち同日の會議に於て外務省よりワシントン時間  
十二月七日午後一時に手交されるべき旨並に右は攻撃開始に先立つも  
のなる旨報告されました。攻撃開始の場所及時間に付ては連絡會議の  
艦成員でも作戦に関與せるものを除いては之を知るものなく、日本艦  
隊が十一月二十六日單冠灣を出動し、布陸に進行中であるつたことや其  
他の作戦上の機密事項は外務省では誰も之を知つて居たものはなかつた  
のであります。

対米通告文を指定の時間に確かに手交し得る様早目に

電達する様命令せられました。私は右

外務大臣は私に対し対米通告が十二月七日午後一時米國政府に間違ひ  
なく手交し得る様充分の余裕を以てワシントン大使館に到着する様周  
到に取計らひました。発電時間は海軍も大いに関心を有する所であつ  
たので最初の発電時間も関係海軍方面と充分打合せの上決定されたの  
であります。

差しをささぎ、受け入れたことは出来ないところ  
事は自今も認めます。概して云へば、自分

達は裏にも若干後退しますが様に結果  
は依づてのみ判断出来ます。

(自署) シヨセフ、エリ、グルー

"ディストリクト、オブ、コロンビア、革盛頓  
昭和二十三年十月十五日

右ハ昭和二十三年十月十七日、ディストリ  
クト、オブ、コロンビア公證人タム自今面

Def. Doc. No. 2014.

を合衆國政府に通告するを遺憾とするものなり」と述べて居ります。

ニヤニ十二月六日の連絡會議に於て米國政府に対する通告手交の時間が  
決定されました。即ち同日の會議に於て外務大臣ヨーリントン時間  
十二月七日午後一時に手交されるべき旨並に右は攻撃開始に先立つも  
のなる旨報告されました。攻撃開始の場所及時間に付ては連絡會議の  
艦成員でも作戦に関與せるものを除いては之を知るものなく、日本艦  
隊が十一月二十六日單冠灣を出動し、布哇に進行中であつたことや其  
他の作戦上の機密事項は外務省では誰も之を知つて居たものはなかつた  
のであります。

対米通告文を指定の時間に確かに手交し得る様早目に  
電送する様命令せられました。私連は右

外務大臣は私に対し対米通告が十二月七日午後一時米國政府に間違ひ  
なく手交し得る様充分の余裕を以てワシントン大使館に到着する様周  
到に取計らひました。発電時間は海軍も大いに関心を有する所であつ  
たので最初の発電時間も関係海軍方面と充分打合せの上決定されたの  
であります。

前テ宣誓を且ツ記述セラレマニタ

(捺印)

(自署)

マーサ、エイチ、ウキルヘルム

自分、住期ハ昭和二十六年

九月一日滿了

太古屋

(12)

昭和二十二年（一九四七年）八月十九日 於東京

供述者 渡瀬亮輔

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス。

同日於同所

立會人 太田金次郎